

葛飾区職員等の公益通報に関する要綱

17葛総職第217号
平成17年6月15日
区長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、職員等が知り得た行政運営上の違法な行為等に関して行われる通報について、必要な事項を定めることにより、葛飾区（以下「区」という。）における違法な事態を防止し、又は損失を最小限に抑え、公正な職務の遂行を確保するとともに、公務に対する区民の信頼を確保し、公正かつ民主的な区政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 葛飾区職員 区の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職（区議会議員、葛飾区長（以下「区長」という。）、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員及び農業委員会委員（以下「区長等」という。）を除く。）をいう。
- (2) 職員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 葛飾区職員
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、区の事務又は事業に従事するもの
 - ウ 区と請負契約その他の契約を締結している事業者等に従事する労働者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の役職員又は構成員であって、区の公の施設の管理の業務に従事するもの
 - オ 公益通報の日前1年以内において、アからエまでに規定する者であったもの
- (3) 公益通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、公益を守るために職員等が知り得た行政運営上の違法な行為又は違法性の高い行為に関しての通報をいう。
- (4) 通報者 公益通報を行った職員等をいう。
- (5) 公益通報相談員 職員等からの公益通報を受けるため設置する弁護士の資格を有する相談員をいう。

(公益通報)

第3条 職員等は、次に掲げる事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、次条第1項に規定する公益通報窓口に対して、公益通報をすることができる。

- (1) 法第2条第3項に規定する通報対象事実
- (2) 法令（条例、規則及び訓令を含む。）に違反し、又はこれに至るおそれのある事実（前号に定めるものを除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長又は次条第4項に規定する通報対応責任者が公益通報として取り扱う必要があると認める事実

（公益通報窓口）

第4条 職員等からの公益通報の窓口（以下「公益通報窓口」という。）は、公益通報内部従事者及び公益通報相談員（以下「公益通報従事者」という。）とする。

2 公益通報内部従事者は、総務部人事課長（以下「人事課長」という。）及び人事課長が指定する職員をもって充てる。ただし、公益通報の内容が人事課長に係る場合については、総務部長及び総務部長が指定する職員をもって充てる。

3 人事課長又は総務部長は、前項の規定による職員の選任に当たり、当該職員に選任の旨を通知するものとする。

4 公益通報への対応業務を総括する者として、通報対応責任者を設置し、総務部長をもって充てる。ただし、公益通報の内容が総務部長に係る場合については、副区長をもって充てる。

（公益通報対応業務従事者）

第5条 法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者（以下「公益通報対応業務従事者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 区長
- (2) 公益通報従事者
- (3) 通報対応責任者
- (4) 第8条第1項に規定する委員会の委員及び当該委員会の庶務を担当する者

（公益通報の方法）

第6条 公益通報は、公益通報を行う職員等の氏名を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を郵便、電子メール等による送付、面談その他の氏名を明らかにする方法により行わなければならない。ただし、公益通報に係る事項が確実にあると信ずるに足りる相当な証拠書類があるとき又は氏名を明らかにしなかったことについてやむを得ない事情があると公益通報従事者が認めるときは、この限りでない。

2 公益通報を行おうとする職員等は、公益通報対応体制の仕組み、不利益な取扱い（通報又は相談をしたことを理由として行われる懲戒処分その他不利益な取扱い（嫌がらせ等の事実上の行為を含む。）をいう。以下同じ。）の禁止その他通報に関連する事項について、あらかじめ公益通報内部従事者に相談することができる。

3 職員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、公益通報を行うことができない。

- (1) 公益通報の内容が地方公務員法第46条の規定に基づく措置の要求その他の勤務条件に係る制度により対応すべきものであるとき。
- (2) 公益通報の内容が著しく不明確であるとき。

(3) 公益通報の目的が誹謗中傷、私利私欲その他不正の目的であるとき。

(公益通報の処理)

第7条 公益通報従事者は、前条第1項の規定により公益通報を受けたときは、通報者の氏名、所属部署及び連絡先（匿名による通報の場合を除く。）、通報の内容となる事実等を確認する。

2 公益通報従事者は、前項の規定による確認後、通報者に対して不利益な取扱いが行われないこと、通報に関する秘密は保持されること、個人情報保護されること、通報受付後の手続の流れ等を、通報者に対し説明する。ただし、連絡先が明らかでない通報者又は説明を希望しない通報者については、この限りでない。

3 公益通報相談員は、前条第1項の規定により公益通報を受けたときは、通報内容を整理し、速やかに公益通報内部従事者に報告しなければならない。

4 公益通報内部従事者は、前条第1項の規定により受けた公益通報又は前項の規定により報告のあった公益通報が、第3条各号に掲げる事実に該当しないと認められる場合であって、前条第1項ただし書の規定により公益通報として取り扱うものを除き、自己の氏名を提示せずに行われたとき又は前条第3項各号に該当すると認められるときは、これを受理しないものとする。

5 公益通報内部従事者は、前条第1項の規定により受けた公益通報又は同条第3項の規定により報告のあった公益通報を受理するか否かを速やかに決定し、受理する場合はその旨を、受理しない場合はその旨及び理由を通報者に対し通知しなければならない。ただし、連絡先が明らかでない通報者又は通知を希望しない通報者については、この限りでない。

6 公益通報内部従事者は、公益通報の受理を決定した場合は速やかに、その旨及び内容を通報対応責任者及び次条第1項に規定する委員会に、不受理の決定をした場合はその旨及び理由を通報対応責任者に報告しなければならない。

7 通報対応責任者は、前項の規定による報告を受けた場合は、速やかにその旨を区長に報告しなければならない。

(公益通報委員会の設置)

第8条 区長は、職員等からの公益通報に関する事実を調査し、当該公益通報に係る事実の中止その他是正のための必要な措置を行うために、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副区長、教育長、総務部長及び公益通報相談員をもって構成する。

3 委員会に委員長を置き、副区長をもって充てる。

4 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

6 委員に係る公益通報については、当該委員は、次条第2項の場合を除き、会議に参加することができない。

7 委員会の会議及び議事録は、非公開とする。

(委員会の調査)

第9条 委員長は、第7条第6項の規定による公益通報を受理する旨の報告があったときは、

委員会を招集し、速やかに公益通報に係る事実について調査を開始するものとする。ただし、委員長が適当と認める場合は、委員会を招集せず、委員会による調査に代えて、公益通報内部従事者に調査をさせ、調査結果の報告を求めることができる。

- 2 委員会は、前項の調査のほか、必要があると認めるときは、公益通報に係る事案の決定に関し権限を有する者及び公益通報に係る職員を監督する責務を負う者並びに公益通報に係る当該職員から事情を聴くことができる。
- 3 第1項の調査及び前項の規定による事情聴取の実施に当たっては、公益通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- 4 職員等は、委員会又は公益通報内部従事者が調査を行うときは、これに協力しなければならない。この場合において、調査に協力した職員等は、調査に協力した事実及び調査により知り得た事実を漏らしてはならない。
- 5 公益通報内部従事者は、第1項ただし書による委員長の求めに基づき調査を終えたときは、調査の結果を委員長に報告しなければならない。
- 6 委員会は、審議内容及び対応方針を区長に報告する。ただし、公益通報の内容が区長に關係するおそれがある事案については、この限りでない。
- 7 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。ただし、公益通報の内容が人事課長に係る場合については、総務部長が指定する部署において処理する。

(是正措置等)

第10条 区長は、前条第6項の規定により区長への報告が行われた内容が第3条各号に規定する事実に該当すると認めるときは、通報対応責任者に指示して是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）を講じさせなければならない。

- 2 通報対応責任者は、是正措置等について、区の適正な業務遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、その内容を通報者に遅滞なく通知するものとする。ただし、連絡先が明らかでない通報者又は通知を希望しない通報者については、この限りでない。
- 3 通報対応責任者は、是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合は、追加の是正措置等を講ずるものとする。
- 4 通報対応責任者は、是正措置等に関して通報者から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第11条 区長等及び職員等は、公益通報及び第6条第2項の公益通報に関する事前相談（以下「公益通報等」という。）をした者（以下「通報者等」という。）に対し、公益通報等をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。

- 2 公益通報等をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた通報者等は、その旨を書面により通報対応責任者に申し出ることができる。
- 3 通報対応責任者は、通報者等が不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、速やかに改善又は防止のために必要な措置を取らなければならない。

(秘密保持の徹底)

第12条 公益通報等への対応に関与した職員等（公益通報への対応に付随する職務等を通じて公益通報に関する秘密を知り得た者を含む。）は、次に掲げる行為をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- (1) 公益通報等に関する秘密を漏らすこと。
- (2) 当該対応に係る手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用すること。

2 区長は、前項の規定に違反した者に対して、適切な措置をとらなければならない。

(情報の共有範囲及び探索の禁止)

第13条 公益通報等に関する情報については、公益通報対応業務従事者に限り共有するものとし、正当な理由がない限り、当該範囲を超えて共有しない。

- 2 職員等は、通報者等の探索をしてはならない。
- 3 通報対応責任者は、公益通報等の対応において前2項に違反する事実が生じないように、必要に応じて、職員等に対して指導を行わなければならない。
- 4 区長は、第1項及び第2項の規定に違反した者に対して、適切な措置をとらなければならない。

(公益通報状況の公表)

第14条 区長は、通報者に不利益を及ぼすおそれのない範囲で受理した公益通報の概要及び調査結果等を公表するものとする。ただし、通報者が公表しないことを希望する場合は、この限りでない。

(記録の保存)

第15条 公益通報等に関する記録は、通報者等の秘密保持及び個人情報の保護に留意して適切な方法で管理されなければならない。

(職員等への啓発)

第16条 人事課長は、職員等に対して、公益通報者保護法及び公益通報等の体制に関する啓発及び周知を行う。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年10月20日から施行する。